

V. 川崎市岡本太郎美術館条例・規則

1. 条例

(目的及び設置)

第 1 条 川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与するため、川崎市岡本太郎美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 美術館の位置は、川崎市多摩区枳形 7 丁目 1 番 5 号とする。

(事業)

第 3 条 美術館は、第 1 条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 美術作品及び資料（以下「美術作品等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。
- (2) 美術作品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 美術作品等に関する情報の提供を行うこと。
- (4) 講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (5) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、情報の交換、美術作品等の相互貸借等を行うこと。

(職員)

第 4 条 美術館に館長その他必要な職員を置く。

(指定管理者)

第 5 条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館の管理を行わせる。

- (1) 美術館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、美術館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った美術館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、美術館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 美術館の広報活動に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第 8 条 美術館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
休館日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

(観覧料)

第 9 条 常設展又は企画展の展示会場へ入場しようとする者は、別表第 1 に定める観覧料を納付しなければならない。

(特別利用)

第 10 条 美術作品等について熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第 2 に定める区分に応じ同表に定める特別利用料を納付しなければならない。

3 特別利用料は、許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、第 1 項の許可を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき、その他市長が管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。

(受講料等)

第 11 条 市長は、第 3 条第 4 号に規定する事業を行うに当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。

2 前項の受講料及び入場料の額は、市長がその都度定める。

(観覧料等の減免)

第 12 条 市長は、特に必要があると認めるときは、第 9 条に規定する観覧料及び第 10 条第 2 項に規定する特別利用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第 13 条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館等の制限)

第 14 条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(損害の賠償)

第 15 条 美術作品等又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成 11 年 6 月 30 日規則第 69 号で平成 11 年 10 月 30 日から施行)

附 則 (平成 12 年 12 月 21 日条例第 79 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 30 日条例第 88 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 14 日条例第 77 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日条例第 18 号抄)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 10 月 9 日条例第 47 号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 24 日条例第 47 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市スポーツ振興審議会条例等の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育委員会が行った処分その他の行為で、施行日においてこの条例の附則の規定による改正後の次に掲げる条例の規定により当該行為を行うべきものが市長となるものは、施行日以後においては、市長が行った処分その他の行為とみなす。

- (1) 川崎市スポーツ振興審議会条例
- (2) 川崎市とどろきアリーナ条例
- (3) 川崎市体育館条例
- (4) 川崎市スポーツセンター条例
- (5) 川崎市武道館条例

(6) 川崎市市民ミュージアム条例

(7) 川崎市岡本太郎美術館条例

(8) 川崎市大山街道ふるさと館条例

附 則 (平成 24 年 3 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 4 条を加える改正規定(第 5 条(指定管理者に美術館の管理を行わせることに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)及び第 12 条の改正規定(同条を第 16 条とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 23 日条例第 2 号抄)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 16 条、第 17 条及び第 20 条の規定 平成 27 年 5 月 1 日
- (2) 第 3 条の規定 平成 27 年 6 月 1 日
- (3) 第 19 条の規定 平成 27 年 7 月 1 日
- (4) 第 7 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (5) 第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定 平成 28 年 5 月 1 日
- (6) 第 2 条、第 4 条、第 11 条、第 13 条及び第 18 条の規定 平成 28 年 6 月 1 日
- (7) 第 6 条の規定 平成 28 年 9 月 1 日
- (8) 第 5 条の規定 平成 28 年 10 月 1 日
- (9) 第 8 条の規定 平成 28 年 11 月 1 日

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日条例第 30 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

1 普通観覧料

(1) 常設展の観覧料

区分	個人	団体
高校生・大学生及び 65 歳以上の者	300 円	1 人につき 240 円
一般	500 円	1 人につき 400 円

備考

- 1 団体とは、20 人以上をいう。
- 2 学齢に達しない者及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。
- 3 高校生・大学生とは、法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第 124 条に規定する専修学校、法第 134 条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
- 4 一般とは、前 2 項に規定する者及び 65 歳以上の者以外の者

をいう。

5 企画展の観覧料を納付した者は、無料とする。

(2) 企画展の観覧料

1 人につき 2,000 円の範囲内で市長がその都度定める。

2 共通利用券

種別	金額
100 円券 12 枚つづり	1,000 円
100 円券 25 枚つづり	2,000 円

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20 人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。

(1) 美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場

(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和 62 年川崎市条例第 45 号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場

(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和 46 年川崎市条例第 24 号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧

(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和 42 年川崎市条例第 19 号）に規定する川崎市立日本民家園への入園

3 特別入場券

市長は、7,000 円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。

別表第 2（第 10 条関係）

区分	単位	特別利用料
熟覧	1 点 1 日	200 円
模写		1,000 円
模造		1,000 円
撮影	1 点	300 円
原板使用	1 枚	2,000 円

2. 条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市岡本太郎美術館条例（平成 11 年川崎市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第 2 条 市長は、条例第 5 条第 1 項の規定により川崎市岡本太郎美術館（以下「美術館」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 条例第 5 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）

(4) 条例第 5 条第 2 項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（事業計画書等の提出）

第 3 条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定予定期間に属する各年度の美術館の管理に係る事業計画書及び経費見積書

(2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

(5) 役員の名簿及び履歴書

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（指定管理予定者）

第 4 条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が 2 以上あるときは、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、次に掲げる業務を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

(1) 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 美術館の広報活動に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が 1 である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第 1 項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前 2 項の指定管理予定者がないときは、再度、第 2 条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第5条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（第1号様式）により通知する。

（協定）

第6条 指定管理者は、市長と美術館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 管理の業務の報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

（事務の委任）

第7条 次に掲げる事務は、川崎市岡本太郎美術館長（以下「館長」という。）に委任する。

(1) 条例第10条に規定する特別利用（以下「特別利用」という。）の許可、許可の取消し等に関すること。

(2) 条例第12条に規定する観覧料等（以下「観覧料等」という。）の減額又は免除に関すること。

(3) 条例第13条の規定による観覧料等の還付に関すること。

（観覧券等の交付）

第8条 館長は、条例第9条の規定による観覧料の納付と引換えに観覧券、共通利用券又は特別入場券を交付するものとする。

（特別入場券）

第9条 市長は、条例別表第1の3の規定により次の特別入場券を発行することができる。

- (1) 定期券
- (2) 共通入館券
- (3) 優待券
- (4) 前売券

2 前項の特別入場券を発行する場合及びその額は、その都度市長が定める。

（特別利用の申請等）

第10条 条例第10条第1項の規定により特別利用をしようとする者は、特別利用許可申請書（第2号様式）をあらかじめ館長に提出しなければならない。

2 館長は、特別利用を許可したときは、当該申請をした者に特別利用許可書（第3号様式）を交付するものとする。

3 館長は、特別利用を許可するときは、次に掲げる条件を

付することができる。

(1) 条例第3条第1号に規定する美術作品等（以下「美術作品等」という。）の模写、模造、撮影若しくは原板使用によって得たもの（以下「模写資料等」という。）を展示し、又は出版物等に掲載するときは、美術館の所蔵に係るものであることを、適切な方法で表示すること。

(2) 無断で模写資料等の複製、出版物等への掲載、上映、放送又はこれらに類する行為をしないこと。

(3) 美術作品等を撮影したときは当該撮影によって得たフィルム等を、模写資料等を出版物等へ掲載したときは当該出版物等を本市に提供すること。

(4) その他館長が必要と認める事項

（特別利用の不許可）

第11条 館長は、次に掲げる美術作品等については、特別利用を許可しない。

(1) 特別利用によって美術作品等の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるもの

(2) 寄託された美術作品等で寄託者の同意を得ていないもの

(3) 著作権が存する美術作品等で著作権者の同意を得ていないもの

(4) その他館長が特別利用することを不適当と認めるもの

2 特別利用は、館長の指示に従って行わなければならない。

（観覧料等の減免）

第12条 条例第12条の規定により館長が観覧料等を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 観覧料

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設が教育課程に基づく教育活動として観覧を行う場合 全額

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設が当該施設の活動として観覧を行う場合 全額

ウ 川崎市の発行する福寿手帳の交付を受けている者が常設展の観覧を行う場合 全額

エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定による被爆者健康手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、精神

保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳等（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者（これらの者の介護者を含む。）が観覧を行う場合 全額

オ その他館長が特に必要があると認める場合 その都度館長が定める額

(2) 特別利用料

ア 市又は国若しくは他の地方公共団体がその事業の用途に供することを目的とする場合 全額

イ 私立の博物館、図書館、学校、研究所等がその事業の用途に供することを目的とする場合 全額

ウ 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合 全額

エ その他館長が特別の理由があると認める場合 その都度館長が定める額

2 前項第 1 号の規定による観覧料の減額又は免除を受けようとする場合にあつては観覧料減免申請書（第 4 号様式）を、前項第 2 号の規定による特別利用料の減額又は免除を受けようとする場合にあつては特別利用料減免申請書（第 5 号様式）を、あらかじめ館長に提出しなければならない。ただし、前項第 1 号ウの場合にあつては川崎市の発行する福寿手帳の、同号エの場合にあつては身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。（観覧料等の還付）

第 13 条 条例第 13 条ただし書の規定により観覧料等を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他の事故により観覧又は特別利用ができない場合 全額

(2) 管理上の必要から入場を禁止し、若しくは制限し、又は特別利用の許可を取り消す場合 全額

(3) 前 2 号に定めるもののほか、館長が特別の理由があると認める場合 その都度館長が定める額

(遵守事項)

第 14 条 美術館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備又は美術作品等を汚損し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑をかけ、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 展示会場において許可を受けずに、撮影、模写等を行わないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、館長が指定する事項（委任）

第 15 条 この規則の施行について必要な事項は、市民文化局

長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 川崎市岡本太郎美術館協議会規則（平成 11 年川崎市教育委員会規則第 7 号）の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 26 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 27 年 5 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

規 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

第 2 号様式

第 3 号様式

第 4 号様式

第 5 号様式